

施設名：日野市立中央福祉センター・日野市立湯沢福祉センター

(1) 選定のポイント

- ・ 防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適正であるか。
- ・ 日常的な安全管理が十分に考えられているか。
- ・ 個人情報保護のための体制が整っているか。

(2) 応募団体名

社会福祉法人日野市社会福祉協議会

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	(社福) 日野市社会福祉協 議会	配点合計
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。 (第4条第1号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	7 0	1 0 5 点 (15 点×7 人)
	②利用者の意見を反映する仕組みがあるか。		
	③施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。		
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるか。 (第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。	6 8	1 0 5 点 (15 点×7 人)
	②事務効率・経費削減等の工夫がされているか。		
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有しているか。 (第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	3 8 6	5 6 0 点 (80 点×7 人)
	②適正な経理処理ができるか。		
	③同種の施設管理運営実績があるか。		
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。		
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。		
	⑥利用者との苦情対応策は適切か。		
個人情報等について適正な管理が確保されるか。(第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	1 0 8	1 4 0 点 (20 点×7 人)
その他市長等が認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	8 2	1 4 0 点 (20 点×7 人)
	②運営方針等から熱意・意欲が感じられるか。		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案がある		

	か。		人)
	小 計	7 1 4	1 0 5 0 点
	付 加 点	7 0	(150 点×7
	合 計	7 8 4	人)
	順 位	1	

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5 点 要件を十分に満たしている。
- 4 点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3 点 基本的な水準を満たしている。
- 2 点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1 点 全く要件を満たしていない。

例：配点 20 点の場合は、評価点 5 点×4

※ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

<指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果>

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80 点以上 100 点	+ 2 0 点
2	「良」	70 点以上 80 点未満	+ 1 5 点
3		60 点以上 70 点未満	+ 1 0 点
4	「改善」	50 点以上 60 点未満	- 1 0 点
5		50 点未満	- 2 0 点

本施設については、社会福祉法人日野市社会福祉協議会に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点 63.7 点）に基づき、10 点×7 名=70 点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 社会福祉法人日野市社会福祉協議会

（５）指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

（６）総評

● 選定理由

- ・ 市と連携した事業展開をしている上記候補者の活動の拠点が中央福祉センターであること、当センターの管理運営について十分な経験があること、また湯沢福祉センターも同種の施設であることから 2 館一括での安定した公共サービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

● 協定締結にあたっての要望事項

- ・ 長期間の実績にたよることなく、組織として指定管理に係る業務の担当を明確にし、スケジュール管理、施設管理（日常点検を含む。）等、責任を持って遂行すること。
- ・ 利用率の向上施策を具体的に企画・実行すること。
- ・ 単に施設の維持管理や受付業務の処理に終始することなく、当施設の設置目的に沿った施設機能を発揮できるように、地域の高齢者の健康増進、文化教養向上及びレクリエーションの便宜を提供する事業について、積極的な企画・取り組みに努めること。
- ・ 所管課は、当施設の一層の活用促進のため、地域包括支援センター等の機関や他の福祉施設との連携・役割分担づくりに協力すること。
- ・ 施設の老朽化、高齢者の利用が多いこと等を考えると、緊急時の対応のシステムを構築し運用を徹底すること。